

森林を取得した方は届出が必要です

森林所有者となった方は、奥多摩町への届出が義務づけられています。

「届出対象者」個人・法人を問わず、売買や相続等により森林の土地を新たに取得した方は、面積に関わらず届出をしなければなりません。

* 国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出をしている方は対象外です。

「届出期間」 森林所有者となった日から90日以内に、取得した土地のあり

スギ・ヒノキを買い取ります

町では、奥多摩の山林で伐採されたスギ・ヒノキの有効活用を図るため買い取りをしています。

また、買い取りの一部を地域通貨『奥』（地域通貨取扱店34店舗で利用可）を活用する事で地域の活性化を図ります。

買い取りは森林組合事

る市町村の長に届出をしてください。

「届出必要書類」届出

書には、届出者と前所有者の住所・氏名、所有者となった年月日、所有権移転の原因、土地の所在場所・面積とともに、土地の用途等を記載します。添付書類として、登記事項証明書（写し可）または土地売買契約書など権利を取得したことが分かる書類の写し、土地の位置を示す図面が必要です。

町では、奥多摩の山林で伐採されたスギ・ヒノキの有効活用を図るため買い取りをしています。

また、買い取りの一部を地域通貨『奥』（地域通貨取扱店34店舗で利用可）を活用する事で地域の活性化を図ります。

◎木材搬出には事前登録が必要です。

第38回「ふるさと奥多摩」写真コンクール作品展覧会

「ふるさと奥多摩」写真コンクールの応募作品を、奥多摩水と緑のふれあい館「水が輝く展示スペース」にて展示しますので、みなさんのご来場をお待ちしています。

〔展示期間・時間〕 8月23日（火）～30日（火） 午前9時～午後4時

* 奥多摩水と緑のふれあい館は水曜日が休館日となります。

ツキノワグマに遭わないために

町内において、ツキノワグマの目撃および痕跡の情報が多く寄せられています。

自身の安全を守るために、つぎのことに注意をお願いします。

- ・ 生ごみなどを家の外に放置しない
- ・ ドッグフードなどの動物の飼料は屋内に保管
- ・ 山すそや畑周辺などの茂みの草を刈るなど、見通しの良い環境づくりを心がける
- ・ 畑には電気柵等を設置し、野菜のクズなどを残さない
- ・ 山に入る際にはラジオや鈴など、音の出るものを持ち十分注意する

ツキノワグマを目撃された方は、観光産業課までお知らせください。

バーベキューごみは持ち帰りましょう

夏になると町には、バーベキューなどを楽しむ方々が多く訪れます。

多くの方はマナーを守り、ゴミを持ち帰っていただいておりますが、残念ながらゴミの置き増えが増えております。

また、クーラーボックスやテントなどのキャンプ用品一式が放置されるような悪質な不法投棄が目立ちます。

奥多摩町の豊かな自然を守るためにみなさんもゴミの持ち帰りにご協力ください。

※このページに関する問い合わせは、

観光産業課 ☎83-2295